

# きょうと生物多様性センター運営協議会 令和5年度事業計画

## 1 概要

京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援等を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開する。

## 2 「収集」分野の事業

### (1) 分布などの生物多様性情報の集積・データベース化

京都府の生物多様性の状況を把握するため、動植物の分布情報等を収集しデータベースを構築する。情報の収集に当たっては、①対策が必要な希少種や外来種に関する情報、②環境調査情報、③保全団体等が保有する調査記録、④身近な生物種に関する情報等を優先的に収集する。また、収集した情報については解析等を行うとともに、外来生物や身近な種などについては、生息状況の見える化等を行うことで、府民等への普及啓発につなげる。

- ア 行政、保全団体等が保有する情報の集積・整理・分析
- イ 効率的な情報集積を進めるための保全団体等関係者への働きかけ
- ウ 京都府における生物多様性の状況の見える化
- エ 京都府の自然環境の状況や特徴についての分析と把握

### (2) 各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握

京都府の生物多様性の状況把握につなげるため、関連施設等における標本や文献等の保有状況について把握を進める（必要に応じてこれらにアクセスできるネットワークを構築する）。

また、市町村・関連施設・民間企業・保全団体における保全活動状況等について情報を収集する。

把握した情報については、府民等が利活用できるよう、還元する仕組みづくりを行う。

- ア 府域にゆかりのある標本・文献等資料の把握
- イ 府内の生物多様性関連施設・保全団体・保全活動の把握
- ウ 上記により把握した情報を府民等に還元する仕組みの構築

※主として京都府から京都府立大学への委託事業として実施予定。

## 3 「利活用」分野の事業

### (1) 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク形成

生物多様性保全を推進するためには、多様な主体が保全活動などに参画することが

必要であり、民間企業や保全団体、府民などを巻き込むための事業を実施するとともに、これら関係者のネットワーク化を図る。

- ア 協賛企業の募集や企業向けの生物多様性保全の取組に係る情報発信
- イ 自然環境保全京都府ネットワークの支援等を通じた保全団体のネットワーク化の推進
- ウ 府民等を巻き込んだ「いきもの府民調査（仮称）」や「いきものフェス（仮称）」の開催
- エ 4園館連携事業と連携したイベントの実施
- オ 国、他府県、府内市町村等との連携促進

## (2) 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート

生物多様性保全を効果的に推進するためには、多様な主体が連携し協力して取り組むことが必要であり、民間企業と保全団体、保全団体と専門家をつなげる等のコーディネートを行う。

また、植物園や水族館等の府内施設と連携した生息・生育域外保全などを進める。

- ア 保全・回復活動における現場立会・助言、専門家等のマッチング
- イ 植物園や水族館等と連携した希少種の生息域外保全の調整
- ウ 外来種対策活動における現場立会・助言、専門家等のマッチング

## (3) 民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談対応

生物多様性の保全や利活用に係る相談窓口を設け、生物多様性に配慮した事業活動を実施する民間企業、より効果的な保全活動を実施したい保全団体等に対する相談対応を行う。また、府民からの生きものに関する相談についても対応する。

- ア 民間企業の生物多様性に配慮した事業活動に対する相談対応
- イ 保全団体等のより効果的な保全活動に対する相談対応
- ウ 府民等の生きものに関する相談対応

## (4) 民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案

民間企業等の事業活動による生物多様性への影響の軽減や効果的な保全活動を推進するために、センターで集積した情報や専門知識に基づいた助言や提案を行う。

- ア 森林や農地などの土地所有者や河川等の管理者への働きかけ
- イ 行政の課題への対応に向けた助言・提案等の支援

## (5) 生物多様性地域資源可能性調査

持続可能な保全活動を推進するためには、地域にある生物資源を掘り起こし、循環的に活用し、地域経済を回す仕組みに繋げていくことが必要であり、地域の生物資源の可能性調査を実施し、生物多様性保全と地域振興・地域経済の活性化の両立に繋がる生物資源の活用方法を検討する。

※京都府の委託事業として実施予定。

#### 4 「継承」分野の事業

##### (1) 資料や情報を活用した環境学習・担い手育成及び情報発信

生物多様性の保全や利活用を進めるために、府民の関心向上に向けた普及啓発や将来の担い手となる人材の育成を行う。また、センターの取組について広報・情報発信を行う。

- ア 環境学習施設等における事業と連携した自然観察会等の環境学習事業
- イ 環境学習事業への講師派遣
- ウ センターにおける環境学習・担い手育成プログラムの開発
- エ センター事業の広報・情報発信

#### 5 その他事業

きょうと生物多様性センターを府民に周知するとともに、持続可能かつ効果的な運営を行うために以下の事業を実施する。

##### (1) センター設立記念シンポジウムの開催

##### (2) 持続可能な運営に向けた取組

- ア 賛助会員、協賛の募集
- イ 国等の交付金の獲得
- ウ 民間企業や財団等の助成金の獲得

##### (3) 外部資金の獲得等に応じた追加的取組

外部資金の獲得やセンターの運営状況等に応じて、以下のとおり追加的に事業を実施する。

##### ア 保全団体や民間企業等の保全活動や啓発等の支援及び受託

保全団体等が実施する保全活動や普及啓発等については、資金面の課題があるため、資金面の補助等の支援を行う。また、行政や民間企業等が調査や保全活動、啓発等を実施する際に、技術面や人材面の課題があり、自ら実施できない等の課題があることから、これら事業を受託し実施する。

- ・保全団体が行う保全活動や普及啓発への資金的支援
- ・行政や民間企業等が実施する調査や保全活動、啓発等事業の受託

##### イ 生物多様性に係る調査・研究

京都府の生物多様性の状況を把握するためには、情報収集を行うだけでなく生物調査等を実施する必要があることから、専門家や保全団体等と連携したモニタリング調査等を行う。

- ・民間企業や大学等研究機関、専門家、保全団体等と連携したモニタリング調査
- ・レッドデータブックや外来種データブック等作成の支援